

鹿角市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第11項の規定に基づき、篠畠自治会から地縁による団体の認可の告示に変更があったとして、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第4号の規定に該当する届出があるので、法第260条の2第10項の規定に基づき、告示する。

平成30年 6月22日

鹿角市長 児玉一

変更があった事項及びその内容

○代表者の氏名及び住所

(変更前)	成田 正義	鹿角市十和田大湯字赤川76番地2
(変更後)	成田 直智	鹿角市十和田大湯字赤川98番地